

「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」に対する 府民意見等の募集結果について

大阪府では、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下「上乘せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、有害物質に関する排水基準を定めています。

そのうち、六価クロム化合物について、令和4年4月1日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、それまでの0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に、国において見直されたことから、大阪府環境審議会は、令和5年3月20日に大阪府から「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて」の諮問を受け、水質部会において審議を行い、「六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（案）」を策定しました。

府民の皆様から、この改定案についてご意見等を募集した結果は、以下のとおりです。

1 募集期間

令和5年3月30日（木曜日）から令和5年4月28日（金曜日）まで

2 公開方法

- ・府ホームページでの公表
- ・府政情報センター（大阪府庁本館1階）での開架
- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎21階）での開架

3 募集方法

インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

4 提出されたご意見等

本見直し（案）に対するご意見はありませんでした。